

A4・2 頁以内で答案を作成し、2018 年 6 月 21 日（木）17 時までに演本に送付すること。

【課題】

以下の 2 つの裁判例を比較されたい。

- 大阪地判 2005（平成 17）年 5 月 25 日 [訟月 52 卷 4 号 1047 頁](#)
（大阪高判 2006〔平成 18〕年 11 月 15 日により支持）
- [大阪高判 2005（平成 17）年 10 月 27 日](#)

前者が「A 規約 2 条、9 条についても、留保なしに批准されているところ、社会保障を受ける権利自体は国の漸進的達成義務によるものであるから直ちに具体的な権利として認めることはできないが、すでに立法された場合には、社会保障を受ける権利において差別を禁止する同規約 2 条 2 項は、自由権規約 26 条と同趣旨にあるものとして、裁判規範性を認めることができると解すべきである。」と述べているのに対し、後者はそれと逆の判断を下しているようにも読める。そのような読み方は適切か。そうだとすればいずれがより「正しい」判断か。そうでない（この二つの判決を整合的に読むことができる）とすれば、それはどのような事情によるか。

以上